

⑤被災者支援 研修内容の見直し（第1期）資料

参考資料8

(1)コース構成表(研修内容整理表 第4階層、第5階層)(⑤被災者支援)

No.	H27年度研修の体系の単元(案) (第4階層)		単 元 (第4階層)	手法	単元の概要	学 習 目 標 (第5階層)
1	被災者支援総論	維持	被災者支援総論	座	被災者支援の全体像を学ぶ。	- 被災者の状況を説明できる - 被災者支援の実態を説明できる - 被災者生活再建支援業務を説明できる 「被災者支援」理解の共有を図る
2	災害救助法と生活再建支援法	維持	災害救助法と生活再建支援	座	災害救助法と生活再建支援法の位置づけ、被災者支援のための災害救助法と生活再建支援を学ぶ。	- 災害救助法の概要を説明できる - 災害救助法の各制度を説明できる - 災害救助法の適用事例を説明できる - 生活再建支援法の各制度を説明できる - 生活再建支援金の事務手続きを説明できる
3	避難生活の支援	統合	医療による被災者支援	座	医療による被災者支援を学ぶ。	- 医療による被災者支援の必要性を説明できる - DMATによる被災者支援を説明できる - 医療チームの活動を説明できる - 医療支援のサイクルを説明できる
4	多様な主体による被災者支援	統合	避難所のライフサイクル	座	避難所のライフサイクルを学ぶ。	- 運営体制の確立（平時）を説明できる - 避難所の運営（発災後）の基幹業務を説明できる - 避難所の運営（発災後）のよりよい環境を説明できる - ニーズへの対応（1）要配慮を説明できる - ニーズへの対応（2）安全安心を説明できる - 避難所の解消を説明できる
5	避難所のライフサイクル演習	拡充	避難所のライフサイクル（演習）	演	避難所のライフサイクルを演習形式で学ぶ。	- トイレの確保・管理を説明できる - トイレのモデルケースに基づくシミュレーションができる - 衛生的な環境の維持を説明できる - 避難者の健康管理を説明できる
6	避難所以外の避難生活	統合	避難所運営の実際	座	過去の事例を基に避難所運営の実際を学ぶ。	- 避難所のライフサイクルの事例を説明できる - 災害時要配慮者のための避難生活支援の事例を説明できる - 多様な主体による被災者支援の事例を説明できる - 被災者支援の個別課題の事例を説明できる
7	仮設住宅のライフサイクル	コース変更 ⑥復旧復興	災害時要配慮者のための 避難生活支援	座	災害時要配慮者のための避難生活支援を学ぶ。	- 福祉避難所の確保を説明できる - 多様な避難先での支援を説明できる - 要配慮者対応体制の確立を説明できる
8	医療による被災者支援	維持	多様な主体による被災者支援／ 被災者支援の個別課題	座	専門職能における被災者支援と被災者支援の個別課題を学ぶ。	- 多様な主体による支援を説明できる - 避難場所での孤立を説明できる - 遺体処理を説明できる - 帰宅困難者を説明できる - 広域避難者を説明できる
9	被災者支援の個別課題	統合	生活再建支援業務	座	生活再建支援業務を学ぶ。	- 生活再建支援業務の全体像を説明できる - 建物被害認定調査を説明できる - り災証明書の発行を説明できる - 被災者台帳の構築を説明できる
10	全体討論	拡充	被災者支援のタイムライン策定 （演習）／全体討論	演	被災者支援のタイムラインを策定する。	- 被災者支援のタイムライン策定を説明できる 「被災者支援」理解の確認を図る

(2) 研修内容整理表(第4階層～第6階層)(⑤被災者支援)

No	第4階層（単元）	No	第5階層（単元の「章」のまとめ）	第6階層（学習内容）
1	被災者支援総論	1	被災者の状況	・ 災害時の被災実態 ・ 「被災者」の概念を知る ・ 災害過程における人間行動 ・ 被災者支援の全体像を知る ・ 被災者の移動を学ぶ
		2	被災者支援の実態	・ 緊急・応急期の「被災者救助・救命」活動 ・ 復旧・復興期の被災者の生活再建支援業務 ・ 多様な主体による支援の実態を知る ・ 特別なニーズを持った人の支援を学ぶ
		3	被災者生活再建支援業務	・ 建物被害認定調査の実施 ・ 建物被害認定調査結果のデータ化 ・ リ災証明書の発行 ・ 生活再建支援業務の管理 ・ 生活再建支援業務のマネジメント
		4	「被災者支援」理解の共有	・ 共有への導入 ・ コースへの期待の言語化 ・ 全体共有（全体で学ぶ態度を醸成する） ・ 講評（専門家からの他己評価を得て再認識する）
2	災害救助法と生活再建支援	1	災害救助法の概要	・ 誕生のきっかけ ・ 災害救助法の法的位置づけ ・ 救助法における各制度
		2	災害救助法の各制度	・ 各制度の対象となる災害 ・ 各制度の対象となる都道府県・市町村 ・ 各制度の適用基準 ・ 各制度の法適用状況 ・ 各制度の法適用の判断
		3	災害救助法の適用事例を学ぶ	・ 地震災害における適用事例 ・ 水害における適用事例 ・ 誕生のきっかけ ・ 生活再建支援法の法的位置づけ
		4	生活再建支援法の各制度	・ 各制度の対象となる災害 ・ 各制度の対象となる都道府県・市町村 ・ 各制度の適用基準 ・ 各制度の法適用状況 ・ 各制度の法適用の判断
		5	生活再建支援金の事務手続き	・ 生活再建支援金の手続きの流れ ・ 被災から支援措置の活用までの手続きの流れ

No	第4階層（単元）	No	第5階層（単元の「章」のまとめ）	第6階層（学習内容）
3	医療による被災者支援	1	医療による被災者支援の必要性	・ 医療対策の仕組み ・ 医療支援の必要性 ・ 過去の災害における医療支援の課題
		2	DMATによる被災者支援	・ DMAT誕生の背景 ・ DMAT活動要領 ・ DMATによる被災者支援の活動内容 ・ ドクターヘリの活用 ・ 活動の実際（事例）
		3	医療チームの活動	・ 医療チームの体制 ・ 救護所における活動 ・ 避難所における活動（巡回）
		4	医療支援のサイクル	・ 急性期からの移行の課題 ・ 心のケア対策
4	避難所のライフサイクル	1	運営体制の確立（平時）	・ 避難所運営体制の確立 ・ 避難所の指定 ・ 初動の具体的な事前想定 ・ 受援体制の確立 ・ 帰宅困難者・在宅避難者対策
		2	避難所の運営（発災後）の基幹業務	・ 避難所の運営サイクルを確立 ・ 情報の取得、管理、共有 ・ 食料・物資管理
		3	避難所の運営（発災後）のよりよい環境	・ 寝床の改善 ・ 衣類 ・ 入浴
		4	ニーズへの対応（1）要配慮	・ 配慮が必要な方への対応 ・ 女性・子供への配慮
		5	ニーズへの対応（2）安全安心	・ 防犯対策 ・ 安全安心：ペットへの対応
		6	避難所の解消	・ 避難所の解消に向けて
5	避難所のライフサイクル（演習）	1	トイレの確保・管理	・ 導入 ・ トイレの確保・管理
		2	トイレのモデルケースに基づくシミュレーション	・ トイレの確保シミュレーション
		3	衛生的な環境の維持	・ 衛生的な環境の維持
		4	避難者の健康管理	・ 避難者の健康管理 ・ 健康管理の実現
6	避難所運営の実際	1	避難所のライフサイクルの事例	・ 避難所のライフサイクル
		2	災害時要配慮者のための避難生活支援の事例	・ 災害時要配慮者のための避難生活支援
		3	多様な主体による被災者支援の事例	・ 多様な主体による被災者支援
		4	被災者支援の個別課題の事例	・ 被災者支援の個別課題

No	第4階層（単元）	No	第5階層（単元の「章」のまとめ）	第6階層（学習内容）
7	災害時要配慮者のための避難生活支援	1	福祉避難所の確保	・ 対象者の把握 ・ 福祉避難所の指定 ・ 福祉避難所の整備 ・ 資機材の整備 ・ 支援体制の確立
		2	多様な避難先での支援を学ぶ	・ 在宅避難者に必要な支援 ・ 医療・保健・福祉施設における避難生活 ・ 旅館・ホテルにおける避難生活
		3	要配慮者対応体制の確立	・ 医療・保健・福祉分野による支援 ・ 防災分野との連携 ・ ボランティアとの連携
8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	1	多様な主体による支援を学ぶ	・ 自衛隊による被災者支援の概要 ・ 警察による被災者支援の概要 ・ 消防・消防団による被災者支援の概要 ・ 民生・児童委員による被災者支援の概要
		2	避難場所での孤立	・ 孤立解消
		3	遺体処理	・ 遺体処理の実態
		4	帰宅困難者	・ 通勤・通学者や観光客への対応
		5	広域避難者	・ 行政界を超えた避難者への対応
9	生活再建支援業務	1	生活再建支援業務の全体像	・ 生活再建支援業務の意味と位置づけ ・ 「主たる居宅」の位置づけ ・ 生活再建支援業務の種類
		2	建物被害認定調査	・ 建物被害認定調査の判定方法の概略 ・ 応急危険度判定との違い ・ 調査結果のデータ入力・管理
		3	り災証明書の発行	・ り災証明書の意味と位置づけ ・ り災証明書の項目 ・ り災証明書の発行の課題
		4	被災者台帳の構築	・ 被災者台帳の意味と位置づけ ・ 台帳による被災者支援進捗管理
10	被災者支援のタイムライン策定（演習）／全体討論	1	被災者支援のタイムライン策定	・ 導入：作業手順の確認 ・ タイムライン策定作業 ・ 策定したタイムラインの共有 ・ 講評（専門家からの他己評価を得て再認識する）
		2	「被災者支援」理解の確認	・ 確認への導入 ・ コースでの学びの言語化 ・ 全体共有（全体でふりかえり、体験を共有する） ・ 講評（専門家からの他己評価を得て再認識する）

(3)標準テキスト(第4階層)

⑤被災者支援

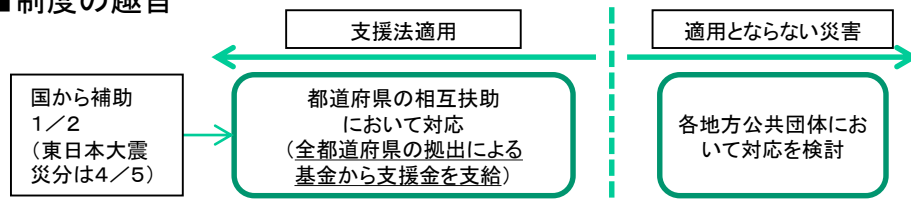
- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う
- 災害救助法の適用により、救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、費用と都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ国が一部負担す
- 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する

災害救助法の適用でどう変わるか

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、 総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条)
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	かかった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

被災者生活再建支援制度の概要

■制度の趣旨



■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

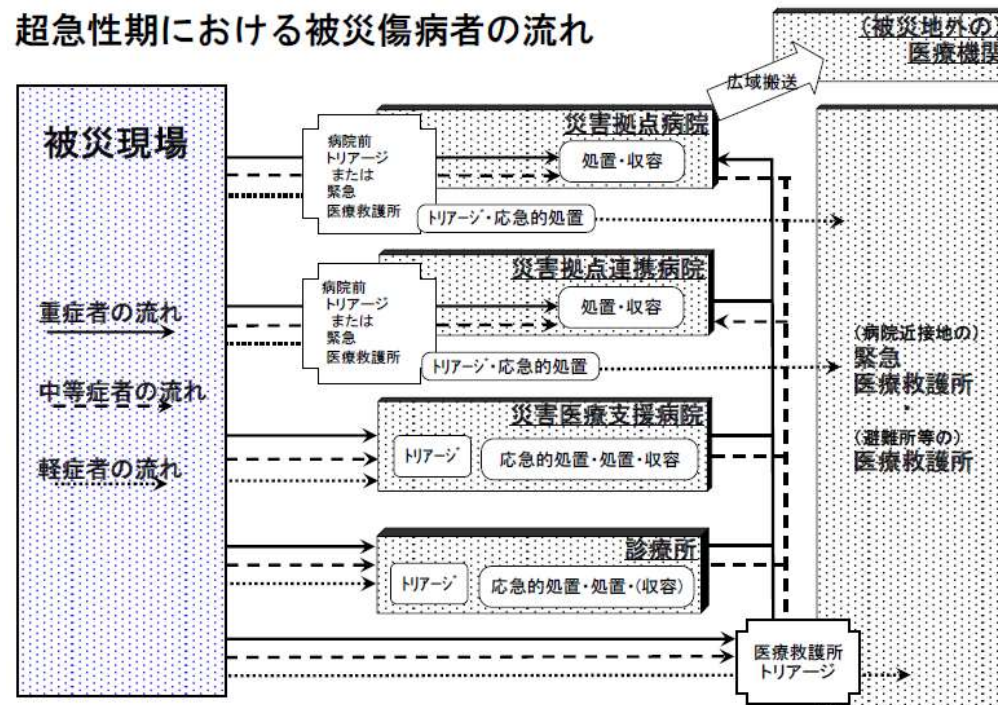
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

- 災害時における医療とは「災害時に被災地へ出動し、迅速に救命医療を提供する機能、その後避難所等において、診療活動を行う機能、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療提供の拠点となる機能及びNBCテロ(核兵器、生物兵器、化学兵器等によるテロをいう。)等特殊な災害に対し医療支援を行う機能(都道府県内外での災害発生時の医療の対応(災害派遣医療チーム(DMAT)の整備状況と活用計画を含む。)、広域搬送の方法、後方医療施設の確保、消防・警察等関係機関との連携、広域災害・救急医療情報システムの状況、災害 拠点病院の耐震化・医薬品の備蓄状況、災害に対応した訓練計画等)」医療提供体制の確保に関する基本方針(平成十九年厚生労働省告示第七十号)

○

超急性期における被災傷病者の流れ



出典: 災害医療体制のあり方について(東京都災害医療協議会)

- 避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所であり、「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるか」、特に「避難者の健康が維持されること」を目標に「質」を確保する
- 目標を達成するために、避難所のライフサイクルである「運営体制の確立（平時）」「避難所の運営」「ニーズへの対応」「避難所の解消」に対して、庁内各課、関係機関、ボランティア等と連携して対応する

◆避難所運営業務における対策項目一覧

運営体制の確立（平時）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 避難所運営体制の確立 | 4. 受援体制の確立 |
| 2. 避難所の指定 | 5. 帰宅困難者・在宅避難者対策 |
| 3. 初動の具体的な事前想定 | |

避難所の運営（発災後）

- | | |
|------------------|--------------------|
| 6. 避難所の運営サイクルの確立 | 10. 衛生的な環境の維持 |
| 7. 情報の取得・管理・共有 | 11. 避難者の健康管理 |
| 8. 食料・物資管理 | 12. 寝床の改善 |
| 9. トイレの確保・管理 | 13. 衣類 14. 入浴 |

ニーズへの対応

- | | |
|-----------------|-------------|
| 15. 配慮が必要な方への対応 | 17. 防犯対策 |
| 16. 女性・子供への配慮 | 18. ペットへの対応 |

避難所の解消

- | |
|----------------|
| 19. 避難所の解消に向けて |
|----------------|

避難所のライフサイクル(演習)

～トイレのモデルケースを活用し避難所運営の課題を習う～

- ひとたび災害が発生し、水洗トイレが機能なくなると、排泄物の処理が滞る。そのために、排泄物における細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、避難所等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、その上、トイレの使用がためられることによって、排泄を我慢することが、水分や食品摂取を抑えることにつながり、被災者においては栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)等の健康障害を引き起こすおそれが生じる。
- トイレの確保と管理・運営のモデルケースを習い、過去の災害において発生したトイレの劣悪な環境の改善を目指す

■時間経過に伴うトイレの組合せモデル

★主に使用 ○補助的に使用

災害用トイレの種類	発災 ～3日間	～2週間	～1カ月	～3カ月以上
携帯トイレ	★	○	○	
簡易トイレ	★	○	○	
仮設トイレ(組立式)	○	★	★	
仮設トイレ			★	★
マンホールトイレ	○※	★	★	★
車載トイレ		○	○	○
自己処理型トイレ		○	○	○

- 平成28年熊本地震では「施設管理者であるYMCAが各専門分野の団体との協働により避難所運営にあたる」「余震恐怖を避けるためのテント避難」「段ボールベッド」「テントの中に設営された簡易トイレ」「食事券による避難者の把握」等、避難所の質の向上を目指して、新しい取り組みが散見された。
- 東日本大震災の教訓を受けて取り組まれたものも多く、現地での避難所運営の実際から、その効果と課題を検証し、次の災害へつなぐことが必要である



<http://www.ymcajapan.org/topics/camp/press/ymcavol1.html> YMCAのHPより

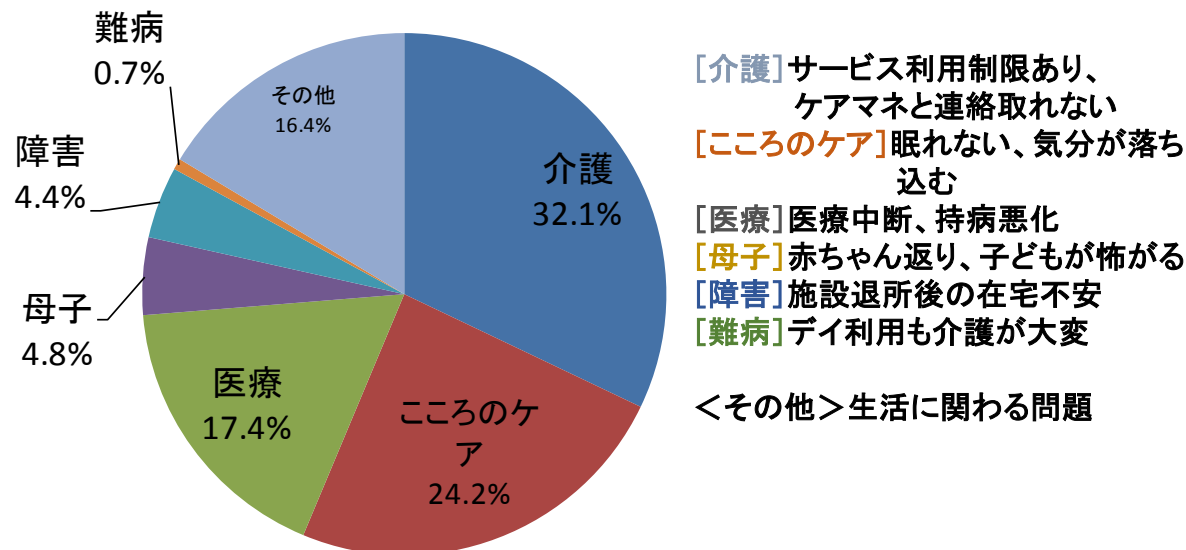
<http://jpacks.co.jp/archives/492> JパックスのHPより



	44	45	46	47	48	49	50	51
日	1	2	3	4	5	6	7	8
朝								
昼								
夜								
日	9	10	11	12	13	14	15	16
朝								
昼								
夜								

HPのものは使用許諾が必要？
(それ以外は田村撮影)

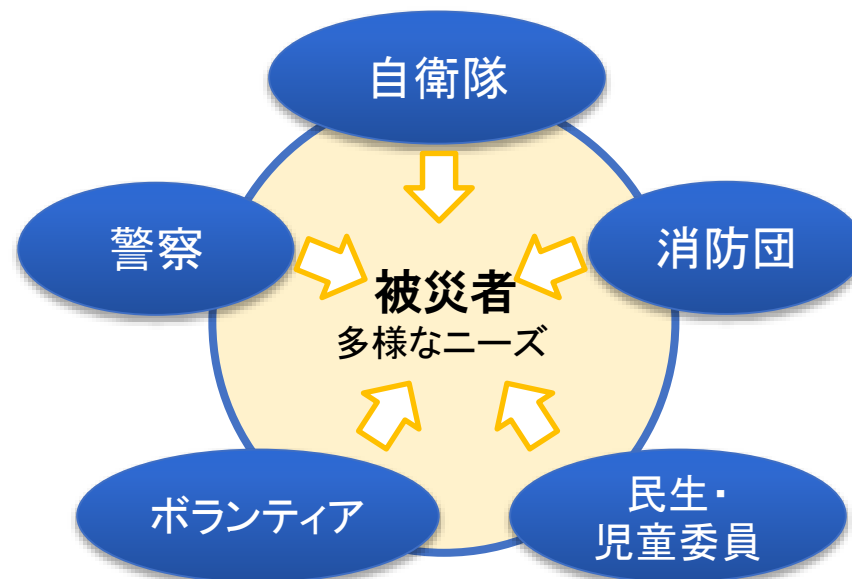
- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、市町村長は必要な対策を講じる必要がある
- 福祉避難所とは「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）
- 避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（災害対策基本法86条の7）



新潟県中越沖地震 健康福祉ニーズ調査(平成19年7月21日(発災後6日目)から8月8日)

- 被災地域における被災者の多様なニーズに対しては、自衛隊、警察、消防、消防団、民生・児童委員、ボランティアなど、専門性を持った多様な主体が連携して支援する
- 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援・安否確認、福祉避難所の開設、避難所の要配慮者スペースの確保、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、衛生・巡回診療・保健、コミュニケーションへの配慮など、要配慮者の特性に応じた支援を実施する
- 要配慮者は、一般的な避難所では生活に支障を来すため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要がある

多様な主体による被災者支援



- 生活再建支援業務は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的として実施される業務である
- 「被災者台帳」が災害対策基本法に位置づけられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用ができる

【被災者生活再建支援業務の全体像】

